

エコアクション21 環境経営レポート

令和2年6月～令和3年5月



株式会社 **キハラ**

令和3年9月14日作成

目次

- | |
|--------------------------------|
| 1. 環境方針 |
| 2. 組織の概要 |
| 3. エコアクション21環境経営組織図 |
| 4. 環境目標値 |
| 5. 環境活動計画 |
| 6. 環境目標とその実績 |
| 7. 環境活動計画の取組結果とその評価 |
| 8. 過去3年間のエネルギー使用量の実績とエネルギー別集計表 |
| 9. 目標達成の具体的取組 |
| 10. 環境関連法規等への順守状況 |
| 11. 主な環境関連法規等のまとめ次年度の取組内容 |
| 12. 次年度の取組内容 |
| 13. 代表者による全体の評価と見直しの結果 |

1.環境方針

環 境 経 営 方 針

<基本理念>

私たち株式会社 キハラは、会社方針により環境活動を進めるに当り、エコアクション21環境経営システムを導入し、効果的な活動を展開する事により、建築工事・土木工事、産業廃棄物の収集・運搬における環境負荷の低減に努め、社会に貢献する事を目指す。

<行動指針>

1. 建築工事・土木工事に伴い発生する廃材全般の再資源化に努める。
2. 事業活動に伴う温室効果ガス、廃棄物、排水量を削減し環境への影響を最小限にとどめる。
3. グリーン購入を推進する。
4. エコアクション21の取組により、環境への取組の継続的な改善を図る。
5. 事業活動において適用される環境法規制等を遵守する。
6. 地域社会における環境保全活動に参加し、社会貢献を目指す。
7. 環境教育、訓練の実施により、社内における環境保全の知識、認識の向上を図る。
8. 環境方針は、全ての従業員に周知する。
9. 環境方針など、必要な情報を開示する。

平成30年8月1日

株式会社キハラ

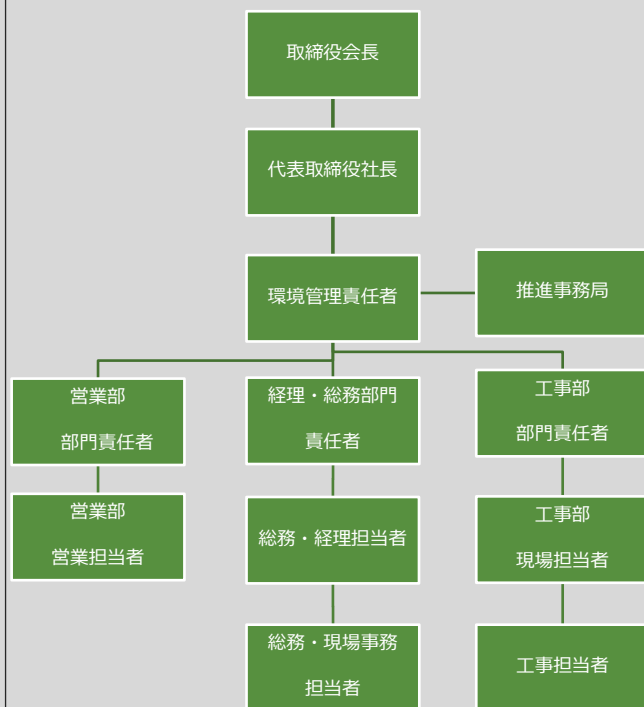
代表取締役 寺嶋教之

2.組織の概要

事業所名	株式会社キハラ
代表者氏名	代表取締役社長 寺嶋 教之
所在地	〒365-0075 埼玉県鴻巣市宮地4丁目8番20号
担当者名	環境責任者 : 新井一久 担当者 : 乙川美咲 TEL : 048 (541) 6561 FAX : 048 (541) 6562 E-mail : mail@kihara-inc.jp HP : http://www.kihara-inc.jp/
事業内容	総合建設業 (建築工事業、土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、解体工事業) LED照明機器施工販売事業 埼玉県知事許可 特定-1 第46499号
資本金	20,000,000円
法人設立年月日	平成3年12月11日

対象範囲（認証・登録範囲）
株式会社キハラ的全組織・全活動とする

3.エコアクション21環境経営組織図



役割	責任及び権限
代表取締役社長	・ 環境経営に関する総括責任者 ・ 環境方針の制定・誓約及び全従業員への周知 ・ 環境管理責任者の任命と必要な権限の付与 ・ 環境経営に必要な資源の確保 ・ 全体の取り組み状況の評価と見直し、必要な指示 ・ 従業員の役割・責任・権限の明確化と全従業員への周知
環境管理責任者	・ 環境経営システムの構築、実施、維持 ・ 環境活動の取組結果を代表者へ報告 ・ 教育訓練の実施 ・ 環境活動レポートの作成
推進事務局	・ 環境管理責任者の補佐
部門責任者	・ 自部門の環境目標、環境活動計画の策定・実施
現場担当者	・ 現場における環境活動の実施 ・ 現場における問題点の発見、是正

4.環境目標値

当社の管渠負荷低減目標として、環境への負荷の現状と取り組み状況結果を検討し、自社に最も関係の深いと思われる二酸化炭素排出量の抑制、廃棄物排出量の抑制、産業廃棄物再資源化率に重点を置き、目標を定め取り組むことにした。

目的	単位	基準値	今年度目標 (令和2年度)	中期目標 (令和4年度)
電気使用量の削減	K w h	17,333 *1	基準値の3%削減	基準値の 3 %削減
	Kg-CO2	12,971	12,582	12,582
社用車がリン使用量の削減	L	25,938 *2	25,938	25,938
	Kg-CO2	60,177	60,177	60,177
軽油使用量の削減	L	5,071 *2	5,071	5,071
	Kg-CO2	13,083	13,083	13,083
二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO2	86,231	85,842	85,842
産業廃棄物再資源化率	%	93.25 *3	90.0	90.0
水道水使用の削減	m ²	123.4 *1	120	120

*1 基準値は平成21年度を基準にしています。

*2 基準値は前年度（令和1年）を基準にしています。

*3 産業廃棄物排出量は現場数によって大きく変わるので、資源化率を環境目標値とした。

5.環境活動計画

環境目標	活動項目	取組手段	実施方法	対象	担当
CO2排出量の削減	電力使用量の削減	①エアコンの管理	フィルターの清掃（各季1回） 設定温度（夏27℃、冬24℃） コントローラーにシールを貼る	事務所	乙川
		②不要な照明の消灯	休み時間等の消灯（人のいない部屋の消灯） スイッチ等にシールを貼る	事務所	
		③OA機器の節電	休み時間や使用していない時はこまめに切る 待機電力の節減、節電にモード設定 パソコン等にシールを貼る	事務所	
		④節電型の機器の導入	更新時に順次交換する	事務所	
	燃料使用量の削減	①経済走行の実施	制限速度遵守、急発進や急停車しない アイドリングストップ 励行等 運転席に表示を貼る 社内ミーティングで確認	車両を運転する社員 全員	篠塚
		②建機使用の効率向上	非作業中はこまめにエンジンを停止する 社内ミーティングで確認	建機を運転する社員 全員	
		③低燃費車、建機の導入	更新時に順次交換する	事務所、建設現場	
総排水の削減	上水使用量の削減	事務所における節水	水の流し放しをしない 蛇口等にシールを貼る	事務所	社長
廃棄物排出量の削減	一般廃棄物発生量の抑制	コピー用紙の節減 廃コピー用紙の削減	両面利用、裏面使用の徹底 社内ミーティングで確認	事務所	乙川
	一般廃棄物分別の徹底	鴻巣市の分別基準の順守	分別基準の周知（掲示） 分別容器の設置と表示の明確化	事務所	
	産業廃棄物再資源化の促進	①受託がけ類リサイクル率向上	がけ類は極力再生業者に委託する リサイクルの実態を把握する	建設現場	小池
		②再生資源の使用	砕石は極力再生砕石をしようするか、再生砕石の使用を提案する	建設現場	
		③木くずチップボードリサイクル率向上	木くずは極力再生業者に委託する （焼却処分業者へ委託する量を極力減らす） リサイクルの実態を把握する	事務所	
リサイクルの推進	事務用品の使用量削減、再利用		事務用品購入力を必要最小限とする 廃コピー紙の裏紙をコピー用紙として再使用する 廃コピー紙の裏紙をメモ用紙、台紙として活用する	事務所	乙川
グリーン購入の推進	エコ商品の購入		購入するコピー紙は「Eco-Paper」とする Eマーク付き文具の購入をする	事務所	乙川
提供するサービス	環境負荷の少ない工法・資材の採用提案		顧客に ・再生資材の採用を提案する ・水性塗料の使用を勧める	—	営業・施工担当者
環境教育	社内環境講習会開催		社内講師による講習（年1回）	全社員	社長 新井
社会貢献	環境保全活動参加	花壇の手入れ・清掃	建設業組合の花壇手入れ・清掃に積極的に参加する（年2回）	全社員（交代制）	寺嶋
		道路の清掃	事務所周辺の道路の清掃に積極的に参加する（年1回）	全社員（交代制）	

6.環境目標とその実績

	推進部門	単位	基準	目標実績					
			2009年度		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
			6月～5月		6月～5月	6月～5月	6月～5月	6月～5月	6月～5月
二酸化炭素排出削減	全体	%	-	目標	110%	98%	98%	98%	98%
(省エネルギー)		k g -CO2	86,231		95,098	84,576	84,577	84,577	84,577
電力使用量		kwh	17,333	絶対量 (総量)	14,450	14,164	14,310	14,164	13,151
ガソリン使用量		L	26,315		32,134	25,938	22,657	25,938	19,358
軽油使用量		L	6,238		6,142	5,071	5,483	5,070	5,089

廃棄物排出量削減（リサイクル推進）

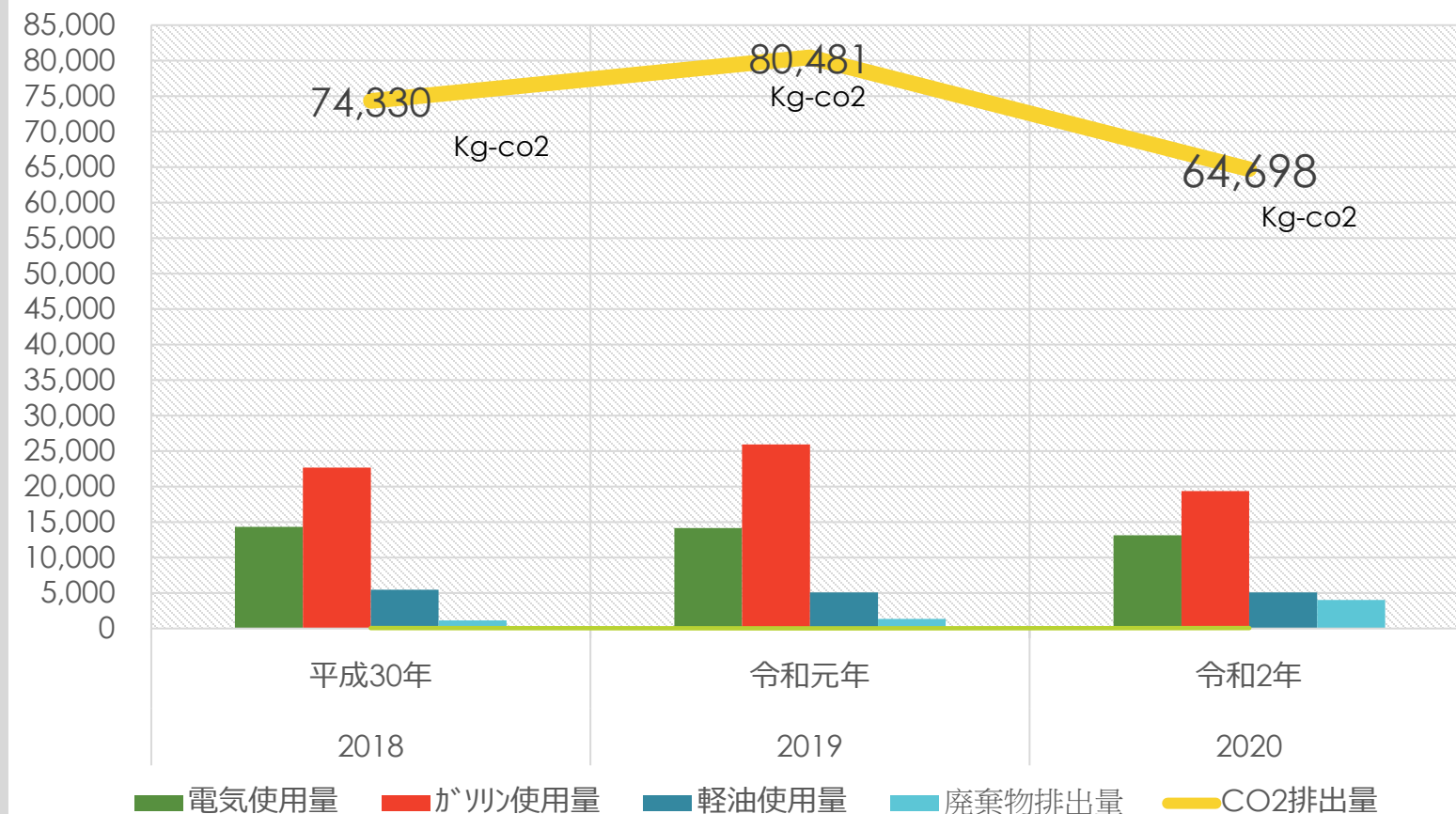
一般廃棄物排出量削減 (リサイクル) ダンボール、新聞紙、古紙	事務所	kg	160	実績	160	170	160	173	172
一般廃棄物排出量削減 (最終処分) 可燃ごみ		kg	211	実績	260	280	290	284	291
産業廃棄物排出量削減 (リサイクル) 木くず、鉄くず、スクラップ	現場	t	244.23	実績	129	2,477	344.4	1,276	3,622
再資源化率		%	93.25	実績	100	97.2	96.2	93.2	99.4

電気使用による二酸化炭素排出係数は、東京電力エナジーパートナー(株)0.462kg-co2/kwh
JXTGIホールディングス(株)0.509kg-co2/kwh

7.環境活動計画の取組結果とその評価

環境活動計画の取組結果とその評価 (令和2年度)			
環境目標	活動項目	取組手段	取組結果と評価
CO2 排出量の削減	電力使用量の削減	①ITの管理（夏季27℃、冬季24℃）	○
		②不要な照明の消灯	○
		③OA機器の節電	○
		④節電型の機器の導入	○
	燃料使用量の削減	①車両の適正運転（空ふかし、アイドリング）	○
		②車両の効率的運転	○
		③低燃費車、建機の導入	○
総排水量の削減	上水使用量の削減	トイレ、流し台、手洗いで節水	○
廃棄物排出量の削減	一般廃棄物発生量の抑制	コピー用紙の節減 廃コピー紙の削減	○
	一般廃棄物分別の徹底	鴻巣市の分別基準の遵守	○
	産業廃棄物再資源化の促進	①受託がレキリサイクル率向上	○
		②再生資材の使用	○
		③木くずチップ・ボートリサイクル率向上	○
リサイクルの推進	事務用品の使用量削減、再利用		○
グリーン購入の推進	エコ商品の購入		○
施工・提供する 製品・サービス	環境負荷の少ない工法・資材の採用提案		○
環境教育	社内環境講習会開催		○
	定例会議で進捗報告		○
社会貢献	環境保全活動参加	花壇の手入れ・清掃	○
		道路の清掃	○
注) ○： 良好 △： やや不良 ×： 不良			

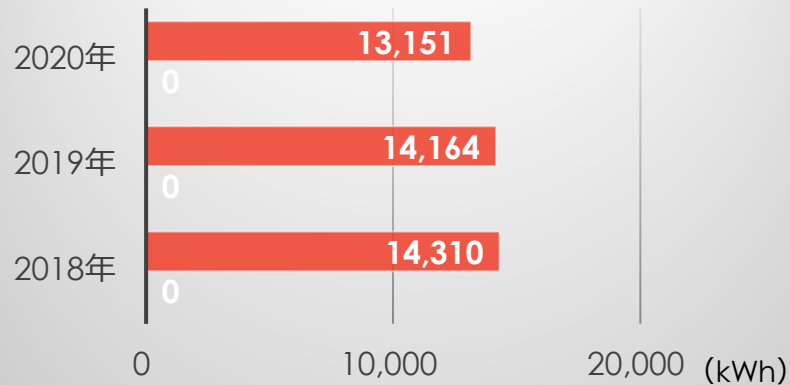
8.過去3年間のI礼拝堂-使用量の実績



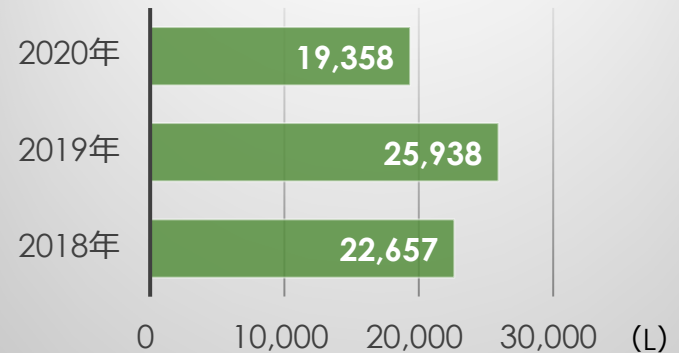
過去3年間の実績をみると、今年度はガソリンの使用量が減っている。廃棄物排出量は元請現場の増加によるものだが、ほとんどが再資源化されている。二酸化炭素排出量は昨年度より大幅に低減した。

エネルギー別集計表

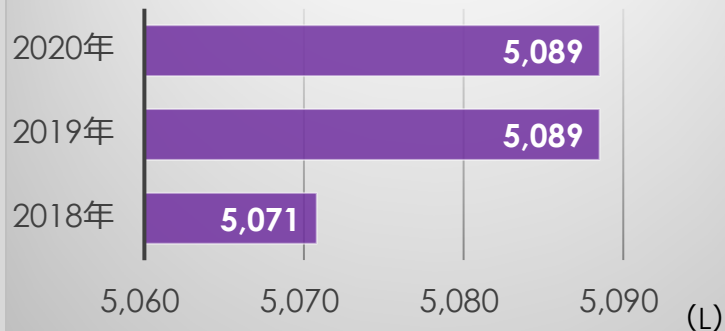
電気使用量



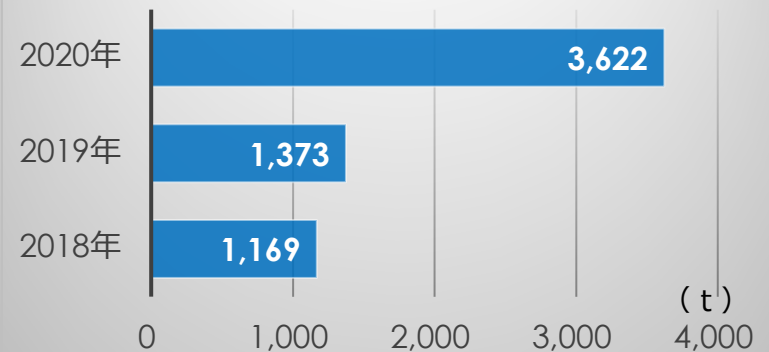
ガソリン使用量



軽油使用量



廃棄物排出量



9.目標達成の具体的取組

(1) 教育・訓練記録

令和3年5月31日（月）18：00～19：00

講師：新井一久

場所：クレアこうのす 3階会議室



内容：①我社のEA21
「環境方針」と「環境活動計画」の確認
②厚生労働省の「安全衛生ビデオ」
作業ごとの安全衛生対策のポイント
【災害の場合】を視聴

参加者：全社員

実施結果の評価：

エコアクション21の自社の方針と活動計画を再確認し、活動に対する意識を高めた。

安全衛生ビデオによる災害発生時における適切な判断を再確認した。



(2) グリーンカーテン実施

エコアクション21の取組の一環として、社屋の2階でグリーンカーテンに挑戦しました。

西日があたる1階の事務所脇の小窓には朝顔を置いてきれいな花で癒し効果も得られました。



ゴーヤ4株植え、ネットに這わせ、緑のカーテンができました。できたゴーヤは30数本！社員の皆さんに配りました。

10.環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

適用法規等	遵守状況の確認・評価	違反の有無	適用法規等	遵守状況の確認・評価	違反の有無
大気汚染防止法	遵守している	無	家電リサイクル法	遵守している	無
労働安全衛生法	遵守している	無	自動車リサイクル法	遵守している	無
石綿障害予防規則	遵守している	無	自動車Nox・PM法	遵守している	無
騒音規制法	遵守している	無	オフロード車法	遵守している	無
振動規制法	遵守している	無	道路運送車両法	遵守している	無
廃棄物処理法	遵守している	無	建設リサイクル法	遵守している	無

* 環境関連法規等の違反はありません。尚、関係当局よりの違反等の指摘はありません。

11.主な環境関連法規等のまとめ

法規名称	最新版	適用条項・内容	場所	適否の判断理由
大気汚染防止法 (昭和43年6月10日 法律第97号)	R2.6.5 法律第39号	18条の17 (特定粉じん排出作業実施の届出) 18条の18 (作業基準の順守義務)	各現場	石綿を使用した施設の解体を請け負うことがある。 作業基準を順守。
騒音規制法 (昭和43年6月10日 法律第98号)	H26.6.18 法律第72号	14条特定建設作業実施の届出 85デジベル以下。災害時は特例。 (削岩機、バックホ、トラクターショベル、ブルドーザー) 適用自動車の使用	各現場	特定建設作業が適用を受ける場合がある 規制値を遵守
廃棄物処理法 (昭和45年12月25日 法律第137号)	R1.6.14 法律第37号	3条1項 (事業の責務) 12条6項 (委託基準) 12条の3 (産業廃棄物管理票)	各現場	自社工事で産廃が発生する マニフェストを発行して 適正処理
		12条1項 (産業廃棄物処理基準) 12条9,10項 (産業廃棄物多量排出事業者) 14条1項 (収集運搬業の許可)		自社解体工事で発生する 産廃の収集運搬を行う マニフェストを発行して 適正処理
埼玉県生活環境保全条例 (平成13年7月17日 条例第57号)	R3.5.25 生活環境保全条例第32号	31条(粒子状物質排出基準の遵守等) ディーゼル車の貨物・乗合(バス)・ 特種自動車 40条～42条(アイドリング・ストップ の実施) 駐車時又は停車時のアイドリング・ス トップの遵守 第43条～44条(重油・重油混和燃料の 使用禁止) ブルドーザー、ショベルローダー、 フォークリフト、トラクター、コンバ インなど車両が対象	社用車	対象となる 低公害な車へ買い換え

備考) 最新版は環境管理責任者が年に1度、総務省ホームページで確認する。

12.次年度の取組内容

- ①廃棄物排出量は現場数に応じて排出量も増えてくるが、現場の工夫と努力において排出量削減の取組を実施し、社内で数値や取り組み内容を共有していく。
- ②産業廃棄物の再資源化率90%以上を令和4年も維持する。
電子マニフェスト導入し、ペーパーレスと事務作業の効率化。
- ③エコ運転を徹底し、ガソリン使用量を抑えていく。
毎月の走行距離を報告してもらい、燃費の計算をする。
- ④省エネ効果と社内環境への意識を高めるため、引き続き令和4年もグリーンカーテンを実施していく。
- ⑤社内のゴミの分別・水道光熱の削減を徹底し、みんなで取り組んでいく。

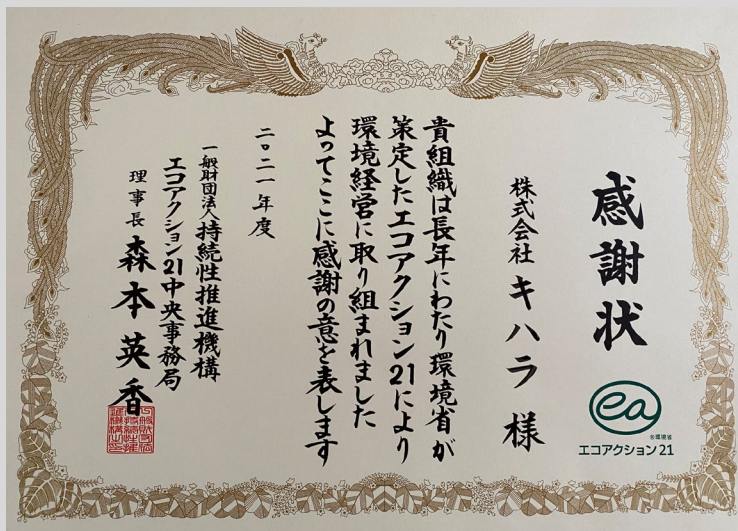


13.代表者による全体の評価と見直しの結果

我社は、平成22年にエコアクション21の認証登録を受けてから、10年間環境活動に取り組んできました。先日、エコアクション21中央事務局より感謝状を頂きました。

毎年環境経営活動計画を作成して、無駄な電気を消す、節水、エコ運転を心掛ける、コピー用紙は裏紙を使用するなど、身近なところから環境活動を続けてきました。

エコアクション21ガイドライン2017版へ移行により、環境レポートのとおり着実な成果が上がっています。昨年度より新型コロナウイルスのような予測しない想定外が発生していて、建設業もそういった環境に影響を大きく受ける業種です。目標値の設定を受注量、工事の種類によって、環境目標の達成度に反映されてしまいます。しかし、エコアクション21の取組を続けることで社内の環境意識を高め、1 %でも多く削減する努力をしています。



2021年6月4日
代表取締役

寺嶋教之